

令和2年度 補正予算の概要

(令和2年5月議決分)

令和2年度一般会計5月補正予算の概要

議案第26号

令和2年度取手市一般会計補正予算（第1号）

- ・ 今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に関連して
 - 1 点目に、特別定額給付金
 - 2 点目に、子育て世帯への臨時特別給付金
 - 3 点目に、生活困窮者住宅確保給付金
 - 4 点目に、新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金
 - 5 点目に、テイクアウト事業補助金
 - 6 点目に、その他新型コロナウイルス感染症対策経費を計上しております。

1. 補正予算の規模

補正予算の総額は、109億8,677万9千円の増額で補正後の予算総額は、479億4,677万9千円となります。

一般会計5月補正額		単位：千円		
区分	補正額の財源内訳			
5月補正額	国県支出金	地方債	その他	一般財源
10,986,779	10,937,989			48,790

2. 歳入補正の内容

① 国・県支出金

ア、特別定額給付金給付事業補助金 108億262万円（補助率：国10/10）

(1) 特別定額給付金給付事業費補助金 107億170万円

107,017人（住民基本台帳登録人口）×100,000円

(2) 特別定額給付金給付事務費補助金 1億92万円

924万1千円 + 49,000世帯 × 1,871円

（全自治体共通）+（世帯数）×（世帯数に比例する経費）

イ、子育て世帯への臨時特別給付金事業補助金 1億1,510万5千円

（補助率：国10/10）

(1) 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金 1億1,200万円

11,200人（対象児童数）×10,000円

(2) 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金 310万5千円

ウ、生活困窮者住宅確保給付費負担金 400万4千円（負担率：国3/4）

② 一般財源

財政調整基金繰入金 5月補正の財源調整による4,879万円増

単位：千円

基金	補正前残高	5月補正額	補正後残高
財政調整基金	1,219,886	48,790	1,171,096

3. 歳出補正の内容

1点目に、特別定額給付金の給付を行うため、108億262万円を計上します。

国による「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（以下、「緊急経済対策」という。）において、家計への支援を行うため、特別定額給付金を給付することになりました。

これを受け、全額国庫補助金を活用して特別定額給付金の給付に必要な経費について計上します。

【1. 給付対象者】

- ・ 基準日（R2.4.27）において、住民基本台帳に記録されている者
見込数 107,017人

【2. 給付額】

- ・ 給付対象者1人につき10万円

【3. 受給権者】

- ・ 住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主

【4. 申請方法】

- ・ 感染拡大防止の観点から「郵送申請方式」及び「オンライン申請方式」を基本とする

【5. 申請期限】

- ・ 当該市町村における郵送申請方式の給付申請受付開始日から3か月以内

2点目に、子育て世帯への臨時特別給付金の支給を行うため、1億1,510万5千円を計上します。

国による「緊急経済対策」において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金を支給することになりました。

これを受け、全額国庫補助金を活用して子育て世帯への臨時特別給付金の支給に必要な経費について計上します。

【1. 支給対象者】

- ・ 対象児童に係る令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の受給者
見込数 11,200人

【2. 対象児童】

- ・ 児童手当（本則給付）の令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童含む）

※3月31日までに生まれた児童が対象。新高校1年生を含む。

【3. 給付額】

- ・対象児童1人につき1万円

【4. 支給方法】

- ①市町村から支給対象者へ給付金の案内チラシ・希望しない場合等の申出書の送付
- ②児童手当登録銀行口座等への振込（改めての申請を要しない）

3点目に、生活困窮者住宅確保給付金の支給を行うため、533万9千円を計上します。

国による「緊急経済対策」において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、従来は離職等により住居を失った又は失う恐れのある者に対する住宅確保支援策でありましたが、国の制度改正により支給要件が拡大され、休業等に伴う収入の減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている者に対して、住宅確保給付金を支給できることとなりました。

これを受け、生活困窮者住宅確保給付金の支給に必要な経費について計上します。

【1. 支給要件】

- 収入要件：世帯収入合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12+家賃額（住宅扶助特別基準額が上限）を超えないこと
- 資産要件：世帯の預貯金の合計額が、以下を超えないこと
単身世帯：432,000円、2人世帯：684,000円、
3人世帯：846,000円、4人世帯以上：1,000,000円
- 求職活動等要件：誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

【2. 支給額】（月額）

- ・単身世帯：35,400円、2人世帯：42,000円、3～5人世帯：46,000円

【3. 支給期間】

- ・原則3か月（求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能【最長9か月まで】）

【4. 支給方法】

- ・賃貸住宅の賃借人又は不動産媒介事業者等への代理納付

4点目に、県と市町村が協調して貸付を行う新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金に対する市負担金として2,850万円を計上します。

県は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、売上が急減して廃業や倒産が懸念される中小企業・個人事業主に対し、県と市町村が協調して事業の継続を支援するための新たな貸付制度を創設しました。

これを受け、貸付金の市負担分として必要な経費について計上します。

【1. 貸付対象者】

- ・引き続き1年以上事業を営み、新型コロナウイルス感染症の影響を受け

て、次の要件のいずれにも該当する中小企業等
ア、売上高等が前年同期と比べ 50%以上減少
イ、公的融資制度や民間金融機関による融資を受けられなかったこと

【2. 貸付限度額】

・ 1 事業者当たり 200 万円

【3. 貸付期間】

・ 10 年以内（据置 5 年以内）※10 年を限度に 1 回の延長可

【4. 貸付利率・担保】

・ 無利子
・ 無担保

【5. 協調割合】

・ 県 3/4、市町村 1/4 ※県と市町村による協調貸付

5 点目に、新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少等が懸念される市内飲食店等を応援するため、市独自の支援策としてテイクアウト事業補助金 388 万 4 千円を計上します。

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少等により、経営に大きく影響を受けることが予測される市内飲食店等が、売上を確保する取り組みとして、取手駅ビル 1 階のチャレンジショップにおいて、テイクアウト商品の販売を行うにあたり、チャレンジショップ出店に係る出店料への補助を行い、事業者の事業継続を支援します。

6 点目に、その他の新型コロナウイルス感染症対策経費を計上します。

【主なもの】

ア、4 月 8 日から 5 月 31 日まで市立小学校が臨時休校になったことに伴い、放課後子どもクラブ室を午前中から開所していること等による経費を計上します。

・ 放課後児童支援員報酬 1,818 万 4 千円
・ 薬用ハンドソープや消毒液等の消耗品 252 万 4 千円

イ、消防救急業務において、新型コロナウイルス感染症患者の移送や感染が疑われる方の救急活動を行うにあたり、隊員の感染防止を図るため、感染防止衣等の消耗品を購入します。

・ 感染防止衣や N95 マスク等の消耗品 459 万 6 千円

ウ、市立小中学校と幼稚園の再開に向けて、環境衛生を良好に保つため、石けん等の消耗品や備品を購入します。

・ 小中学校 20 校の消耗品 231 万 2 千円
・ 藤代幼稚園の消耗品・備品 46 万円

令和 2 年度特別会計 5 月補正予算の概要

特別会計の 5 月補正は、国民健康保険事業特別会計の補正予算となります。

議案第 27 号

令和 2 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

既定の歳入歳出予算総額に 1,040 万 5 千円を増額します。

国の令和元年度の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策(第 2 弾)」において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市区町村に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うことになりました。

これを受け、新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われている被用者である被保険者に対して、労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間の傷病手当金を支給します。